守谷市地域包括支援センター運営協議会
Ｒ４－１（Ｒ４．４．２５）資料№６

令和４年４月２５日

地域密着型サービス事業所
「デイサービスうらら」の指定更新について

介護保険法上、市町村長、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとあります。（介護保険法第 78 条の 2 第 7 項、介護保険法第 115 条の 12 第 5 項）

これを受け当市は、守谷市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第８条において、地域密着型サービス（以下「サービス」という。）の指定、サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し市長に対し意見を述べるため並びにサービスの質の確保及び運営評価その他市長がサービスの適正な運営のために必要であると判断した事項について協議するため、協議会にサービスの運営に関する委員会を置いております。

協議事項

現在守谷市で指定地域密着型サービス事業所に指定しております「デイサービスうらら」が、令和４年７月２８日に指定有効期間満了となるため、「株式会社シェルパ」より令和４年４月１３日付けで指定更新申請が提出されました。これに伴い「地域密着型サービスの運営に関する委員会」としての御意見をお願いいたします。

1	事業所名	デイサービスうらら
2	事業所の所在地	茨城県守谷市高野２０１３番地の１
3	サービスの種類	地域密着型通所介護
4	指定の更新日	令和　４年７日２９日
5	指定の有効期限	令和１０年７月２８日

- 現行と同じく地域密着型通所介護事業所として申請がありました。申請のあった「デイサービスうらら」は、利用定員が１２名です。書類審査及び現地確認（令和４年４月１９日実施）を行い、指定基準に適合していることを確認しております。
- 資料として、事業所概要を添付しております。

事　業　所　概　要
「デイサービスうらら」

1	申請者名	株式会社シェルパ
2	主たる事務所の所在地	茨城県守谷市高野１６６５番地
3	法人代表者氏名	代表取締役　倉持　稔
4	事業所名	デイサービスうらら
5	事業所の所在地	茨城県守谷市高野２０１３番地の１
6	サービスの種類	地域密着型通所介護
7	指定年月日	令和　４年７月２９日
8	指定の有効期限	令和１０年７月２８日
9	利用者数	１２人
10	サービス提供時間	９時３０分から１６時３０分
11	従業者数	７人（管理者兼生活相談員１，生活相談員兼介護職員２，介護職員 2，看護師兼機能訓練指導員２）

12 運営の方針

（１）指定地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、そして利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

（２）利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

（３）利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

（４）事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるものとする。

（５）指定地域密着型通所介護の提供の終了の際には、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

（６）利用者の人権の擁護、虐待の防止等に努め、必要な体制の整備を

行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

（７） 指定地域密着型通所介護を提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

（８） 前 7 項のほか、「守谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 25 年守谷市条例第 3 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

13 事業所の特徴

当該事業所は地域密着型通所介護（利用定員１８名以下）の事業所の中でも利用定員が少ない特色を活かし，各々の利用者に考慮したサービスを提供し，家族や地域社会との交流を積極的に行っている事業所です。

株式会社シェルパ　デイサービスうらら

住所　守谷市高野 2013-1